

成 2 2 年

第 4 回市議会定例会 議案第 1 6 号

函館市入学準備金貸付条例の一部改正について

函館市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 1 2 月 3 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例

函館市入学準備金貸付条例（昭和 4 4 年函館市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

- (4) 市税を滞納していないことまたはこの条例の規定に基づき貸付けを受けた入学準備金もしくは函館市奨学金貸与条例（昭和 2 6 年函館市条例第 2 4 号）の規定に基づき貸与された奨学金の返還を怠っていないこと。ただし、滞納している市税または返還を怠っている入学準備金もしくは奨学金の全部が確実に納付されると見込まれるときは、この限りでない。

第 6 条第 3 項各号列記以外の部分中「貸付金」を「貸付金の全部」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (3) 6 箇月分の貸付金の返還を怠ったとき。
(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に入学準備金の貸付けの決定を受けた保護者等について適用し、同日前に入学準備金の貸付けの決定を受けた保護者等については、なお従前の例による。

(提案理由)

市税の滞納等をしている保護者等を入学準備金の貸付けの対象者とし
ないこととし、6箇月分の返還を怠ったとき等に入学準備金の全部を直
ちに返還させることとし、および規定を整備するため